

士別市予防接種費の償還払の流れ

予防接種は被接種者が住所登録している市町村医療機関で接種することが原則ですが、やむを得ない理由により、住所登録とは異なる市町村で接種せざるを得ない場合もあります。（例：士別市に住所はあるが、通学や長期入院のため他市町村に居住している等）

その場合、接種費用を全額お支払いいただいたあと、還付する「償還払い」での対応となり、下記の手続きが必要となります。

①『予防接種実施依頼書交付申請書』を保健福祉センターに提出（オンライン申請可）

希望する医療機関で予防接種を実施しているかを確認してください。

『予防接種実施依頼書交付申請書』に必要事項を記入の上、10 日前までに士別市保健福祉センター（〒095-0048 士別市東 11 条 5 丁目）に提出してください。（郵送も可）

②保健福祉センターから『予防接種実施依頼書』を医療機関に送付

申請書の提出を受け、接種可能と判断でき次第、『予防接種実施依頼書』を医療機関に送付すると同時に、申請者、若しくはご家族の方に『予防接種実施依頼書の写し』・『予防接種費償還払請求書』を送付します。

③『予防接種実施依頼書の写し』等が届いたら、医療機関に予約

『予防接種実施依頼書の写し』等が届き次第、医療機関に予約し予防接種を受けてください。病院窓口での予防接種料金は、全額自己負担となります。予診票は士別市の物を使用することが多いです。

④『予防接種償還払請求書』の提出

予防接種料金を支払ったあと、事前に送付した『予防接種費償還払請求書』に必要事項を記入の上、『予防接種料金の領収書』・『予診票の写し』を添付の上、接種した日から 3 か月以内に士別市保健福祉センターへ提出してください。（郵送も可）年度末は、早めに提出をしてください。

請求内容を確認後、公費負担相当額を指定された口座に還付いたします。

〒095-0048

士別市東 11 条 5 丁目 3029 番地 1

士別市保健福祉センター

TEL：0165-22-2400